

規制シート

(別紙1)

160194802010002

平成26年12月25日

| | | | |
|--------------------|---|--------------------------------|-------------------|
| 規制の名称 | 医師による無診察治療等の禁止 | 所管府省 | 厚生労働省 |
| 根拠法令等 | ○医師法(昭和23年法律第201号) ○「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知) | 担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名 | 医政局医事課 課長 北澤 潤 |
| 規制目的 | 医師の行う疾病の治療行為は、その性質に鑑み、原則として同一の医師が診察、診断、治療の一連の行為を行わなければ一貫した治療は期せられない。医師が自ら診察をして疾病を確認することなく治療等をした場合には、患者に不測の危害を生ずるおそれがあるため、このような行為を行うことを禁止している。 | | |
| 規制内容の概要 | 医師が自ら診察をしないで治療等の行為を行うことを禁止している。 また、遠隔診療については、直接の対面診療による場合と同等ではないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、直ちに医師法第20条に抵触するものではないこととしている。 | 関連する予算 | — |
| 規制の最近の改廃経緯 | — | 関連する政策評価結果 | — |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | 医師が自ら診察をして疾病を確認することなく治療等をした場合には、患者に不測の危害を生ずるおそれがあること等に変更はなく、このような行為を行うことを禁止することが適当であるため。 | 規制の維持、改革又は新設の別 | 規制の維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | — | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | — | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

'0001

160194802010002

| | |
|--|---|
| <p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p> | <p>「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)</p> |
| <p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p> | <p>医師法第20条</p> |
| <p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p> | <p>「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」は、医師法第20条の「診察」に関する解釈を示したものであるため。</p> |